

我が国企業による米国基準の使用の終了について

◎国際会計基準の任意適用の開始に伴い、連結財務諸表規則を改正し、米国基準の使用は2016年3月期までに限定したところ。その理由は以下のとおり。

○投資家が企業間の財務諸表の比較を行う際、2つを超える基準の並立は好ましくない。
(EU・米国ともに、自国企業の連結財務諸表において、1つの会計基準を指定)

○2つの基準を許容するとして、米国基準でなく、国際会計基準を選択する理由
一国際会計基準は、我が国も含めた世界各国の民間関係者が参加して策定。

一これに対し、米国の基準策定に日本は関与できない。例えば、

・金融商品会計について、国際会計基準は、日本の持合い株式などの実情に配慮。これに対し、米国は持合い株式を含め時価会計を徹底した案。

・自己の信用リスク悪化に伴う負債の評価益について、米国基準は当期純利益に計上。国際会計基準は、我が国等からの意見も踏まえ、当初の考え方を変更し、その他包括利益として計上する公開草案(2010年5月)

一米国は、外国企業に対し、(日本からの要望にも関わらず、)日本基準による財務諸表の提出を認めていない(外国企業の国際会計基準による提出は許容。)

一米国は、時価会計の透徹など米国の会計基準の考え方を、国際的な会計基準の議論の場で主張する際に、日本のリーディングカンパニーが任意で米国基準を利用していることを論拠として主張する可能性。